

## 給与や年金についての申告(還付申告含む)

- 住宅借入金など特別控除を受ける人 ●個人年金や一時所得などがある人 なども対象です。
- ▶受付期間 2月16日(火)、2月19日(金)～3月12日(金) ※土日祝日は除く  
※2月17日(水)、18日(木)は受け付けできません。  
(営業・不動産・農業などの所得についての申告受付日のため。)
- ▶受付時間 9時～11時/13時～15時  
※1日の受付可能人数に達した場合は、終了時間(15時)前に受け付けを終了します。  
※申告相談の整理券は、当日分のみ8時から配布します。会場へは8時まで入れません。会場前での早朝からの待機はお控えください。
- ▶受付会場 須恵町役場 保健センター1階

## 営業・不動産・農業などの所得についての申告

- ▶受付期間 2月17日(水)、18日(木) 税務署職員来庁日  
※上記日程以外は役場での受け付けはできません。香椎税務署で申告してください。  
※収支内訳書の作成が完了していない場合は受け付けできません。作成についてのお問い合わせは香椎税務署にお願いします。
  - ▶受付時間 9時～11時/13時～15時  
※例年、来庁者が非常に多く、受け付けできない場合があります。  
※申告相談の整理券は、当日分のみ8時から配布します。会場へは8時まで入れません。会場前での早朝からの待機はお控えください。
  - ▶受付会場 須恵町役場 保健センター1階  
※宇美町役場および志免町役場での受け付けについては、各役場に確認してください。  
宇美町役場 ☎ 932-1111(代表) 志免町役場 ☎ 935-1001(代表)
- ※下記については香椎税務署で申告してください。(役場特設相談会場では受け付けできません。)
- ・譲渡所得(土地、建物等)/青色申告、消費税、相続税、贈与税 など
- ※会場の混雑緩和のため、e-Tax申告や国税庁ホームページでの申告書作成、郵送提出にご協力をお願いします。(広報すえ令和3年1月号14ページ参照)

## 香椎税務署での確定申告相談について

- ▶受付期間 1月26日(火)から3月15日(月)まで ※土日祝日は除く  
平日のみの受け付けですが、2月21日(日)、28日(日)に限り、休日受け付けを行います。
  - ▶受付時間 9時～16時
- ※会場の混雑緩和のため入場整理券が必要です。配付方法など、詳しくは香椎税務署にお問い合わせください。

### 配付方法

- ✓各会場で当日配付 または  
LINEアプリによる事前発行

### 入場方法

- ✓当日配付の入場整理券 ⇒ 日時を記載した入場整理券の提示
- ✓LINEアプリによる事前発行 ⇒ 日時を表示したLINE画面の提示

※税務署敷地内に申告相談会場を設置しているため、  
税務署駐車場は利用できません。

問い合わせ先 香椎税務署 ☎ 661-1031(代表)

国税庁ホームページ  
をご覧ください。



# 町県民税の申告・所得税 の確定申告は忘れずに

申告に必要なものは、広報すえ令和3年1月号13ページに掲載していますので、ご確認ください。

## 町県民税の申告

- ▶受付期間 2月1日(月)～3月15日(月) ※土曜・日曜・祝日は除く
  - ▶受付時間 8時30分～17時15分
  - ▶受付場所 須恵町役場 1階 税務課窓口
  - ▶対象者 所得税が課税されない人でも収入がある場合は町県民税の申告が必要です。
    - ・町県民税の申告用紙が送付された人
    - ・所得税の確定申告が不要な場合で、個人年金、生命保険満期一時金などを受け取った人**《収入がなくても申告が必要な場合》**
    - ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人
    - ・児童手当や児童扶養手当を受給または保育所など入所の申請をする人
    - ・所得(非課税)証明書が必要な人
- ※給与以外の所得がなく、勤務先から1月末までに「給与支払報告書」が提出されている人や確定申告をする人は、町県民税申告の必要はありません。
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。
- 郵送提出先 〒811-2193 須恵町大字須恵771 須恵町役場 税務課 住民税係  
問い合わせ先 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線131・134・135)

## 所得税の確定申告

- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記についてご理解とご協力をお願いいたします。  
相談会場の密集を避けるため、例年より受付窓口および受付人数が少なくなります。  
ご希望の日に申告を受け付けすることができない場合がありますので、予めご了承ください。  
なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、相談会場が閉鎖になる場合があります。

### 下記事項を遵守のうえ、ご来庁ください

- 相談会場に入場するたびに検温を行います。37.5℃以上の場合、相談会場への入場をお断りします。
- マスクを着用していない場合は相談会場への入場をお断りします。  
マスクは配付しませんので、各自で準備をお願いします。
- 換気のため、相談会場の窓を開けます。防寒対策(防寒着、カイロの持参など)は各自でお願いします。
- 受付で連絡先電話番号などを記入していただきます。拒否された場合、相談会場への入場をお断りします。